

非訟事件手続法及び家事審判法の改正において想定される主な論点

第1 非訟事件手続に関し想定される主な論点

1 事件類型の区別（相手方がある事件とない事件とを区別した上で、規律等に差を設けるか）

2 裁判の効力が及ぶ者に対する手続保障の配慮

- 当事者概念及び関係人概念
- 参加制度の在り方
- 除斥・忌避制度の在り方
- 管轄制度の在り方（移送申立権など）
- 事件係属の通知又は申立書の送付
- 資料収集の在り方（証拠調べと事実の探知の関係、必要的審問、当事者の立会権・申出権、事実の探知の事後的告知など）
- 手続の記録化及び記録の閲覧・謄写権
- 審理終結制度の導入
- 裁判の在り方（告知方法、告知を受ける者の範囲など）
- 費用制度の在り方（手続救助、費用の負担者、費用の立替え及び予納並びに費用の確定手続など）

3 簡易迅速な事件処理に対する配慮

- 裁判所による公正迅速な手続の進行及び当事者による信義誠実に従った手続の追行の責務
- 当事者の事案解明義務
- テレビ会議システム・電話会議システムの導入
- 申立ての方式（書面主義の導入など）
- 申立ての取下げ及び変更制度の在り方
- 代理制度の在り方（任意代理人の資格など）
- 和解・調停制度の導入

4 手続の明確化

- 受継制度の在り方
- 先決問題を理由とする中止

- 裁判の取消し・変更制度の在り方
- 終局裁判とその他の裁判の区別
- 不服申立て制度の在り方（即時抗告と通常抗告の振り分けなど）
- 抗告審における手続の在り方（執行停止効，不利益変更禁止の原則など）
- 再審制度の在り方

第2 狭義の家事審判手続に関し想定される主な論点

1 事件類型の区別（相手方がある事件とない事件を区別した上で，規律等に差を設けるか）

2 家事審判事件と家事調停事件の手続の連続性の在り方

- 家事調停事件における資料の家事審判事件での取扱い

3 審判の効力が及ぶ者に対する手続保障の配慮

- 当事者概念及び関係人概念
- 参加制度の在り方
- 除斥・忌避制度の在り方
- 管轄制度の在り方（移送申立権，自庁処理，各審判事件の管轄など）
- 事件係属の通知又は申立書の送付
- 資料収集の在り方（証拠調べと事実の調査の関係，必要的審問，当事者の立会権・申出権，事実の調査の事後的告知など）
- 手続の記録化及び記録の閲覧・謄写権
- 審理終結制度・審判日の導入
- 審判の在り方（告知方法，告知を受ける者の範囲など）
- 費用制度の在り方（手続救助，費用の負担者，費用の立替え及び予納並びに費用額確定手続など）
- 子ども代理人制度の導入

4 簡易迅速化に対する配慮

- 裁判所による公正迅速な手続の進行及び当事者による信義誠実に従った手続の追行の責務
- 当事者の事案解明義務
- 参与員の手続関与の在り方
- テレビ会議システム・電話会議システムの導入
- 申立ての方式（書面主義の導入など）
- 申立ての取下げ及び変更制度の在り方
- 代理制度の在り方（任意代理人の資格など）

5 手続の明確化

- 先決問題を理由とする中止
- 審判の取消し・変更制度の在り方
- 終局審判とその他の審判の区別
- 抗告審における手続の在り方（不利益変更禁止の原則など）
- 再審制度の在り方

6 審判の実現

- 履行確保制度の在り方（履行命令の対象の拡大など）

第3 家事調停手続に関し想定される主な論点

1 家事調停の対象の範囲

2 調停の効力が及ぶ者に対する手続保障の配慮

- 子ども代理人制度の導入

3 簡易迅速化に対する配慮

- 審判事件・訴訟事件の付調停（抗告審における自庁調停など）
- 調停条項案の書面による受諾の対象の拡大
- 調停をしない措置，調停の不成立の在り方

4 手続の明確化

- 合意に相当する審判制度の在り方（審判の対象，要件，審理手続など）
- 調停に代わる審判制度の在り方（審判の対象，要件，審理手続など）

5 調停の実現

- 履行確保制度の在り方（履行命令の対象の拡大など）